

8月1日から、被保険者証が新しくなります

◇対象

後期高齢者医療制度の被保険者

- ・75歳以上の人
- ・65～74歳で一定の障がいがあり、愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている人

◇新しい被保険者証の有効期限

8月1日（月）～24年7月31日（火）

※8月1日以降は現在の被保険者証（水色）は使用できません。新しい被保険者証（オリーブ色）は、7月下旬に郵送します。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」も

8月1日から新しくなります

現在、認定証の交付を受けている人で次の要件を満たしている人は、被保険者証と一緒に新しい認定証を送付します。（申請の必要はありません）

・交付の要件

(1)保険料の滞納がない

(2)23年度住民税が非課税の世帯に属する

※新たに証明書の交付を必要とする場合は、担当係までお問い合わせください。

23年度の保険料額をお知らせします

23年度の保険料額決定通知書を7月中旬にお送りします。

保険料は、被保険者全員に一律の「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」を合計した金額となります。詳しくは、被保険者証と一緒にお送りする「制度のご案内」をご覧ください。

◇23年度の保険料額

23年度 保険料 (年額)	=	均等割額 41,227 円	+	所得割額 (基礎控除後の前年 の総所得金額など ×7.84%)
---------------------	---	---------------------	---	--

※23年度の均等割額と所得割率は22年度と同じです。

国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予

【問い合わせ】住民課 国民健康保険係
☎0893(44)6152

病院窓口で支払う一部負担金の減免・徴収猶予制度があります

生活が一時的に苦しくなり、医療費の支払いが困難となった世帯に対し、病院窓口での一部負担額を軽減したり、徴収を猶予したりする制度があります。

◇対象となる世帯

一部負担金を支払うべき世帯主や世帯員が次のいずれかの場合に該当し、資産や能力の活用を図っても生活が著しく困難と認められる世帯

- (1)震災、風水害などの災害によって死亡した場合や障がい者となった場合。または資産に重大な損害を受けた場合
- (2)干ばつ、冷害などによる農作物の不作で収入が著しく減少した場合
- (3)事業の休廃止、失業などで収入が著しく減少した

場合

(4)その他、前各号に類する事由があった場合

◇減免などの基準

(1)減額・徴収猶予

世帯の平均収入月額を基に判断

(2)免除

世帯の家族状況や、不動産・動産の保有などを総合的に判断

◇減免などの期間

申請のあった月から3カ月を限度とします

◇申請方法

減免などを受ける場合は、あらかじめ申請が必要です。必要な書類など、詳しくは担当係までお問い合わせください。